

# いしかり地産地消の店認証制度実施要領

## (目的)

第1条 「いしかり産農水産物」を使用した料理を積極的に提供する市内の飲食店等、「いしかり産農水産物」を利用した加工品の製造、販売に取り組む食品加工事業者、及び「いしかり産農水産物」を積極的に販売する小売店を「いしかり地産地消の店」として認証し、「いしかり産農水産物」の消費拡大を図るとともに地産地消の推進に取り組むことを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、「いしかり産農水産物」とは次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農産物については石狩市内で生産・収穫されたものであること
- (2) 水産物については、石狩湾、その近海及び石狩市内の内水面で漁獲、養殖され、石狩市内で水揚げされたもの

## (対象)

第3条 認証の対象は、石狩市内において営業し、「いしかり産農水産物」を活用している飲食店・宿泊施設、食品加工事業所及び小売店等並びに石狩鍋又は石狩鮭醤油らーめん提供店（以下「事業所等」という。）とする。

## (認証)

第4条 いしかり地産地消の店推進協議会の会長（以下「会長」という。）が、認証基準の制定及び改定、申請者の審査等を行う。

## (申請)

第5条 いしかり地産地消の店の認証を受けようとする事業所等は、いしかり地産地消の店認証申請書（様式1）に必要書類を添付し、会長に申請するものとする。

## (審査)

第6条 会長は、前条の申請を受理した場合、その申請内容を審査し、認証基準を満たすときはいしかり地産地消の店として認証する。

2 前項の認証を受けた者には、いしかり地産地消の店の証である看板（以下「看板」という。）を交付する。

## (認証の基準)

第7条 認証の基準は、次の表の左欄に掲げる事業の種類別に当該右欄に掲げる内容をすべて満たすものとする。

|          |  |
|----------|--|
| 共通事項     | ①地産地消の推進に積極的に取り組み、今後も「いしかり産農水産物」を活用した料理・商品等を増やしていこうとする意欲のある事業所等であること。<br>②食品衛生法、JAS法等の関連法令を遵守していること。<br>③登録する内容をホームページや印刷物等のメディアに紹介されることを承諾すること。 |
| 飲食店・宿泊施設 | ①主食の原材料に「いしかり産農水産物」を3割以上使用していること。<br>②「いしかり産農水産物」を主に使用した料理を、通年又は旬の時期に2品以上提供していること。<br>③「いしかり産農水産物」を使用していることを、メニュー表や店舗などで分                        |

|           |   |
|-----------|---|
|           | <p>かりやすく表示していること。</p> <p>※「いしかり産農水産物」を主に使用した料理とは、その料理の主要な食材又はその料理を特徴づける食材に「いしかり産農水産物」を使用したものであること。</p>  |
| 食品加工事業所   | <p>①「いしかり産農水産物」を主な原材料とした加工品を、通年又は旬の時期に製造していること。</p> <p>②「いしかり産農水産物」を使用していることを、商品パッケージなどで分かりやすく表示していること。</p>   |
| 小売店       | <p>①「いしかり産コーナー」を設置し、「いしかり産農水産物」又は「いしかり産農水産物」を主な原材料とした加工品を、通年又は旬の時期に販売していること。</p> <p>②「いしかり産農水産物」であること又は「いしかり産農水産物」を主な原材料とした加工品であることを、店舗などで分かりやすく表示していること。</p> |
| 石狩鍋       | ①別に定める「石狩鍋」の定義を満たしていること。  |
| 石狩鮭醤油らーめん | ①別に定める「石狩鮭醤油らーめん」の定義を満たしていること。  |

(認証期間)

第8条 認証の期間は、認証日より1年間とする。ただし、辞退の届出がない場合は、自動更新することができる。

(広報宣伝)

第9条 会長は認証を受けた事業所等のPRや「いしかり産農水産物」の情報提供について、市及び関係機関等へ協力を要請する等の支援を行う。

(認証店の負担)

第10条 認証を受けた者は、3,000円(看板費用相当分)を負担しなければならない。

2 交付した看板を破損等により再交付を受けたい者は再び3,000円を負担しなければならない。

3 認証の取り消しを受けた者には、3,000円は返還しない。

(認証内容の変更及び認証の辞退)

第11条 認証を受けた者は、申請した内容に変更が生じた場合又は認証の辞退を行う場合についてはいしかり地産地消の店認証変更・辞退届(様式2)を提出しなければならない。

(認証の取り消し)

第12条 会長は次の事項に該当する場合は、いしかり地産地消の店の認証を取り消すことができる。

- (1) 営業を終了した場合
- (2) 認証基準に該当しなくなった場合
- (3) 認証を受けた者により辞退する旨があった場合
- (4) その他会長が判断した場合

2 前項の規定により認証の取り消しを受けた者は、交付を受けた看板を返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要領のほか、必要な事項については会長が別に定めるものとする。

(付則)

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(付則)

この要領は、令和4年8月23日から施行する。